4　給水装置工事の事前協議

4.1　事前協議の種類

給水装置工事の申請手続きの前に行う事前協議は、次のとおりとする。

1　水道局協議

2　関連機関協議

3　事前調整等

＜解説＞

事前協議を詳細に分類すると、次のとおりとなる。

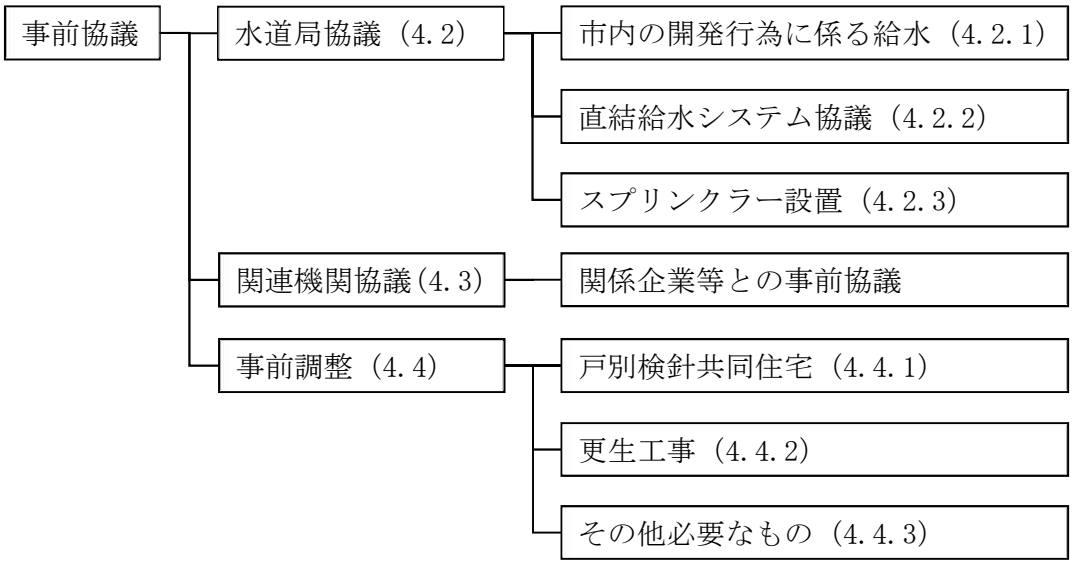

4.2　水道局協議

次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。

1　市内の開発行為に係る給水

2　直結給水システム協議

3　スプリンクラー設置

4.2.1　市内の開発行為に係る給水

市内の開発行為に関して、開発等行為の施行者（この項において「申請者」という。）は必要な図書を管理者に提出し、給水方式等を協議する。

＜解説＞

市内の開発行為に係る給水に関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき管理者と協議する。

関係法令　都市計画法第３３条第１項第４号
さいたま市開発行為の手続に関する条例第９条第２項

申請者は、給水申込みに伴う協議証明願に次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。提出部数は、２部以上（水道局用１部、申請者用必要部数）とし、協議証明書として水道局で１部保管し、残りの部数を申請者に返却する。

⑴　事前協議申請書の写し
⑵　事前協議調整結果通知書の写し
⑶　案内図
⑷　水道管管理図（申請地を明記する。）
⑸　給水装置平面図
給水装置の口径、材質、既設給水管再使用等の記載は不要とする。
⑹　計画一日最大給水量計算書（別紙又は給水計画平面図の余白に記入する。）
⑺　受水槽以下の配管図（系統図）
受水槽式で戸別検針共同住宅を希望する場合、必要とする。

4.2.2　直結給水システム協議

1　直結給水システムに関して、申請者は必要な図書を管理者に提出し、給水方式を協議しなければならない。
2　共同住宅以外の建物は、計画使用水量を決定した上で協議する。
3　事前協議後に変更があった場合は、再協議を行い、改めて給水方式の可否について承認を得なければならない。

＜解説＞

直結給水システムに関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき給水工事課と協議しなければならない。

関係法令　直結給水システム設計施工基準

申請者は、直結給水システム事前協議申請書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。提出部数は、２部（水道局用１部、申請者用１部）とする。また、事前協議証明書として水道局で１部保管し、１部を申請者に返却する。

⑴　案内図
⑵　水道管管理図
⑶　配置図
⑷　平面図
⑸　給水管系統図
⑹　計画使用水量の根拠を示す書類（必要に応じて）

⑺　水理計算書

ア　直結直圧式の場合

(ｱ)　直圧式水理計算書

(ｲ)　器具類損失水頭計算書

(ｳ)　器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表（必要に応じて）

(ｴ)　配水管等の分岐部から末端給水用具までの立体図

イ　直結増圧式の場合（増圧給水設備更新の場合も含む）

(ｱ)　さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書

(ｲ)　配水管等の分岐部から増圧給水設備までの立体図

(ｳ)　配水管等の分岐部から増圧給水設備までの平面図

⑻　その他

ア　パイプシャフト詳細図

耐圧検査報告書

水質試験等証明書（既存の変更）

イ　貯水槽に関する詳細図等

ウ　その他必要とする図書

２　申請者は、主任技術者と同等の知識を有するものとする。

３　メーターを各戸のパイプシャフトに設置する場合は、戸別検針共同住宅の取扱いに準じた調査を必要とする。調査内容は表－4.4.1　給水装置及び設備等の調査項目を参照すること。

4.2.3　スプリンクラー設置

「消防法施行令」及び「消防法施行規則」の改正（平成１９年６月１３日公布）に伴い、小規模社会福祉施設に対しスプリンクラーの設置が義務づけられ、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなった。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関して、申請者は必要な図書を管理者に提出し、協議しなければならない。

＜解説＞

平成１９年６月１３日に公布された「消防法施行令」等の一部改正により、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等の防火安全対策の強化が図られた。新たに水道と連結した特定施設水道連結型スプリンクラー設備は当該防火対象物又はその部分で、延べ面積が２７５平方メートル以上１,０００平方メートル未満のものに設置される。

1　適用条件は次のとおりとする。

⑴　災害・その他正当な理由（制限給水、事故、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下が発生し、直結スプリンクラー設備の性能が充分発揮されない状況が生じても水道局に一切責任を問わない建物であること。

⑵　設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道局に一切責任を問わない建物であること。

⑶　設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付きであることを借家人等に熟知・納得させること。

⑷　給水装置工事申請時に特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書を提出すること。

⑸　設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承すること。

2　構造に関する条件は次のとおりとする。設計に当たって、申請者はさいたま市消防局、消防設備士及び設備製造者と充分な打合せを行うこと。

⑴　設備は消防法令適合品を使用すると供に、法に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造とし、適切な逆流防止措置を講じること。

⑵　停滞水及び停滞空気の発生しない構造とすること。

⑶　結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を講じること。

⑷　直結直圧方式は２階の天井までの設置とする。ただし、直結増圧式の場合はこの限りでない。

⑸　他の給水器具の系統との分岐箇所に逆流防止措置を講じること。

⑹　配管構造は、初期火災の熱により機能に支障を生じない措置が講じられていること。

⑺　湿式の場合は、配管最末端に通常使用する給水栓等を設けること。

⑻　継手はスプリンクラー専用の継手類を使用し、停滞水が生じない構造とすること。

3　事前確認に関する事項は次のとおりとする。申請者は、特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。紙申請の場合、提出部数は、２部（水道局用１部、申請者用１部）とする。また、事前確認証明書として水道局で１部保管し、１部を申請者に返却する。

⑴　案内図

⑵　水道管管理図

⑶　配置図

⑷　平面図

⑸　スプリンクラー系統図

⑹　水理計算書

⑺　スプリンクラー仕様書・カタログ等

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置はさいたま市消防局の所管であ

るため、水道局との事前協議の前に、さいたま市消防局と協議を行い、スプリンクラーヘッドの数と放水量の指示を受けること。

スプリンクラーヘッド各栓の必要放水量は毎分１５リットル（火災予防上支障があると認められる場合にあっては毎分３０リットル）以上であることから、想定される同時開放個数最大４個の合計放水量を確保できるように設計すること。

設備の設計は、他の給水器具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定していることを使用者に周知すること。

4.3　関連機関協議

関連機関と次の事項について事前協議を行うこと。

1　関係企業等との事前協議

＜解説＞

道路縦断及び横断工事において、その道路に他企業等の占用物が埋設されている場合は、施工通知を行うとともに、状況によっては事前協議を行うこと。

また、軌道横断及び軌道近接工事を行う場合も、事前協議を行うこと。

その他、関係企業等と事前協議が必要な場合は適切に行うこと。

4.4　事前調整

水道局と次の事項について事前調整を行うこと。

1　戸別検針共同住宅

2　更生工事

3　その他必要なもの

4.4.1　戸別検針共同住宅

1　戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書を提出すること。

2　「さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準」を遵守すること。

3　給水設備は、中間調査及びしゅん工調査を受けること。中間調査は、パイプシャフトスペースの寸法が確認できる状態で行う。他に、各立ち上がり管最上部の吸排気弁又は自動空気弁、パイプシャフト内のメーターユニット（数箇所でよい。）を確認できる状態が望ましい。

しゅん工調査は、各戸メーター指針を含めての調査であるため、引渡し直前に行うことが望ましい。

4　戸別検針共同住宅給水設備の中間調査及びしゅん工調査項目は表－4.4.1　給水装置及び設備等の調査項目によるものとする。

＜解説＞

戸別検針共同住宅については「1.7　共同住宅に係る戸別検針＜解説＞１」を参照のこと。既存の建物に関する戸別検針共同住宅の取扱いは、別途協議により決定するものと

する。

戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書を紙提出する場合、提出部数は、２部（水道局用１部、申請者用１部）とする。また、事前届出証明書として水道局で１部保管し、１部を申請者に返却する。

４　戸別検針共同住宅の中間調査及びしゅん工調査項目を表－4.4.1に示す。しゅん工調査項目の表には、戸別検針共同住宅以外のものについても示す。なお、パイプシャフトスペースの内々寸法は、次のとおりとする。

パイプシャフトスペース	縦	横	奥行き
１個用	４００mm	５００mm	３００mm
２個用左右	４００mm	９００mm	３００mm
２個用前後	７００mm	５００mm	４００mm

注１　有効開口部は、上記表の縦寸及び横寸以上のものとすること。

注２　メーターの設置は横置きとし、パイプシャフトの扉に近接して最前列に設置すること。

注３　電気、ガス等のメーター、配管等から十分に隔離すること。

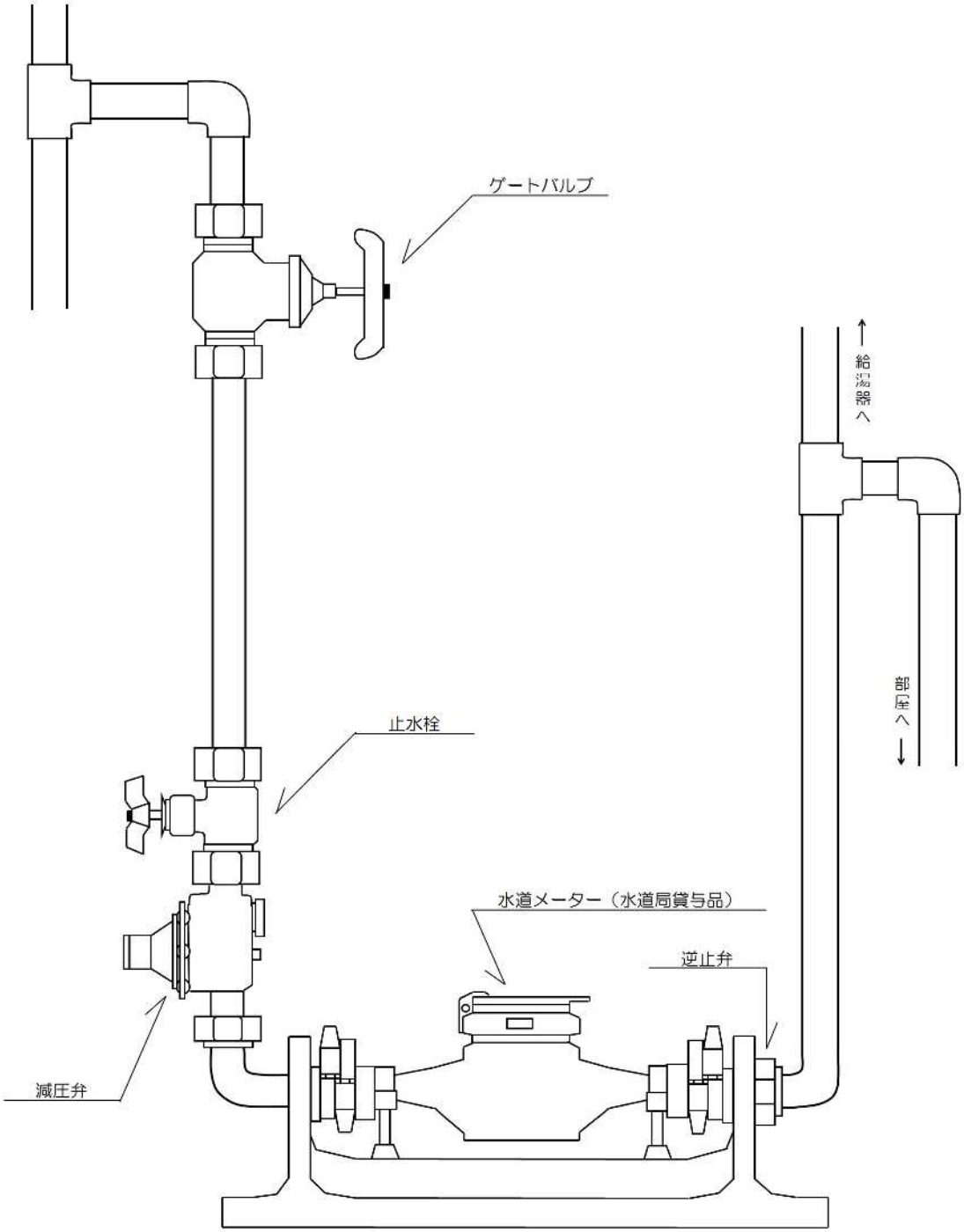

注４　水道局貸与メーター設置箇所のパッキンは、外寸３０mm×内寸２１mm厚さ３mm の平パッキンを使用すること。

図－4.4.1　共同住宅パイプスペース用メーターユニット

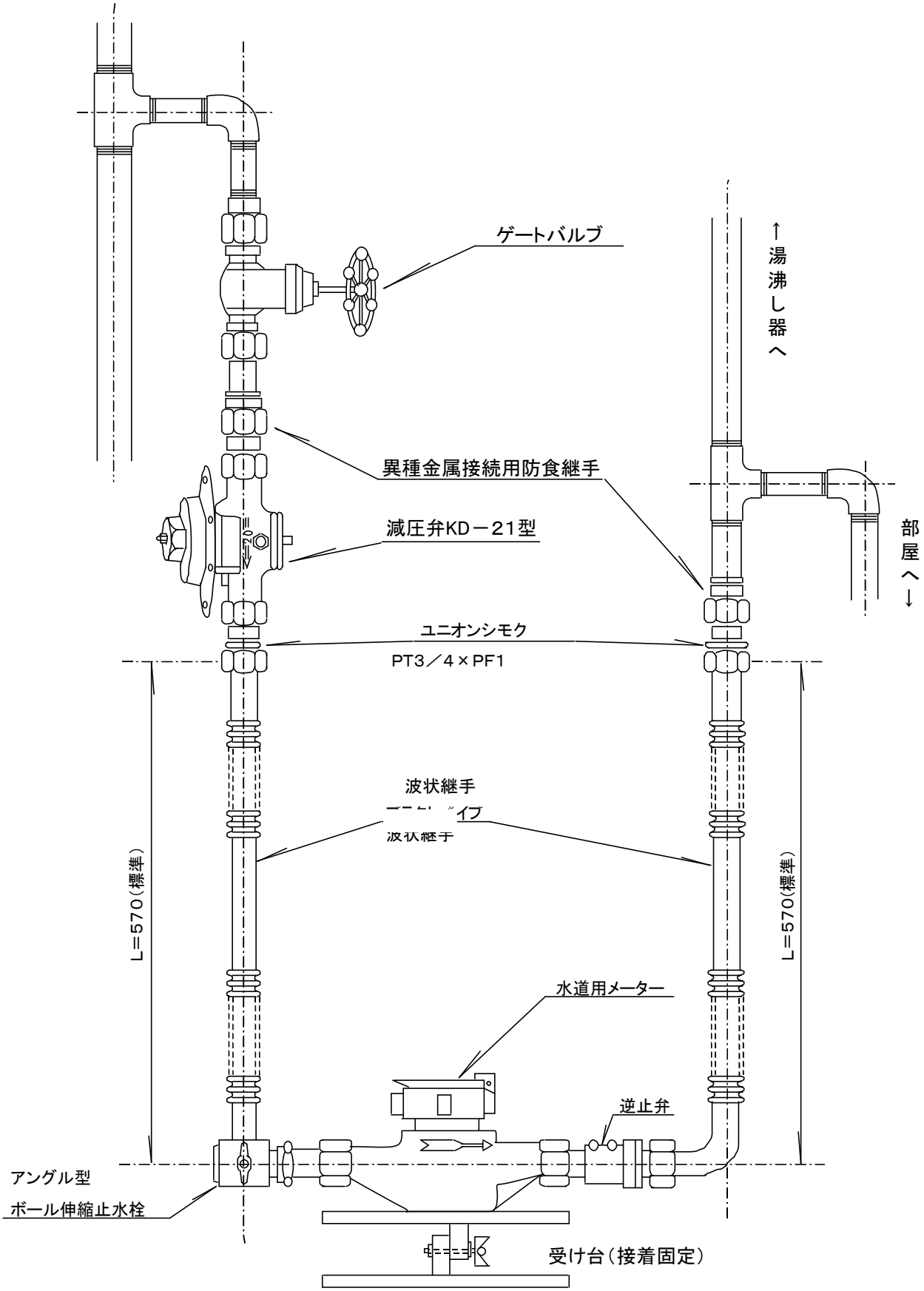

図－4.4.2　共同住宅用標準波状継手ユニット（参考用）

表－4.4.1　給水装置及び給水設備の調査項目

●新築

給水方式		中間調査	しゅん工調査注2
増圧	親メーター（無）	○ （ＰＳ寸法確認）	○
	親メーター（有）	×	×
戸別		○ （ＰＳ寸法確認）	○
３直	メーターが平置	×	×
	メーターＰＳ内設置	○ （事前協議後、ＰＳ寸法確認）	△注3
２直	メーターが平置	×	×
	メーターＰＳ内設置	○ （ＰＳ寸法確認）	△注3

●既存／改造

給水方式	事前調査 （事前協議前、見積りの段階で）	中間調査 （自動空気弁、吸排気弁設置後）	しゅん工調査注2
共同（一般）　→　増圧	○	×	○
共同（一般）　→　戸別	○	×	○
共同（一般）　→　３直 （メーターＰＳ内設置）	○	×	△注3
戸別　→　増圧	○	×	△注3
戸別　→　３直	○	×	△注3
増圧→三直	○	×	△注3
増圧（改修） ポンプ交換	×	×	×
増圧（改修） ポンプ２次側改修	△注3	×	△注3
更生工事（戸別）	△注3	×	○
更生工事（増圧）	△注3	×	○
更生工事（給水設備）注4	×	×	×
更生工事（給水装置）	△注3	×	○

●既存／増室・減室

給水方式		中間調査	しゅん工調査注２
増圧	増室	○ （ＰＳ寸法確認）	○
	減室	×	×
戸別	増室	○ （ＰＳ寸法確認）	○
	減室	×	×

注１　本表の略語は次のとおりとする。

○…必須　△…必要に応じて　×…不要

増圧…直結給水システムにおける直結増圧式

３直…直結給水システムにおける直結直圧式

２直…直結給水システム以外の直結給水

戸別…戸別検針共同住宅の認定を受けているもの

共同…共同住宅の認定を受けているもの

ＰＳ…パイプシャフト

注２　引渡し直前に実施する

注３　しゅん工調査又は写真提出する。

注４　戸別を除く

4.4.2　更生工事

給水装置及び給水設備の更生工事に関して、申請者は必要な図書を管理者に提出し、工法及び工期を調整しなければならない。

＜解説＞

更生工事の詳細については、給水工事課窓口にて配布する「給水装置における更生工事の取扱いについて」を参照すること。更生工事の事務手続に必要な図書は、表－4.4.2に示すとおりである。

表－4.4.2　給水装置の更生工事の事務手続きに必要な図書

更生工事対象設備	受水槽以降の給水設備注	給水設備から給水装置への切替え時	給水装置
施工前手続き	・更生工事施工計画書 ・工程表 ・図面（配管図、施工範囲図等） ・水道管管理図 ・既設給水装置工事設計書 塗料の「給水装置の構造及び材質の基準」 に定める浸出性能試験適合証明書（１年以内）を提出	・更生工事施工計画書 ・工程表 ・図面（配管図、施工範囲図等） ・マッピング図 ・既設給水装置工事設計書 塗料の「給水装置の構造及び材質の基準」に定める浸出性能試験適合証明書（1 年以内）を提出 ・耐圧性能試験結果（写真添付）	・給水装置工事の更生工事事前調査報告書 ・現場調査写真 ・更生工事施工計画書 ・図面（配管図、施工範囲図等） ・塗料の「給水装置の構造及び材質の基準」に定める浸出性能試験適合証明書（1 年以内）
給水装置工事の申込み（改造工事の申請）		受水槽取り外しに伴う給水装置の改造工事の 一部として申請する。 ・給水装置工事申込書に上記の図書を添付（事前確認時提出） ・設計書に施工箇所を明記	更生工事は給水装置の変更（改造工事）として取り扱う。 ・給水装置工事申込書に上記の図書を添付（事前確認時提出）して給水装置工事の申込みを行う。 ・設計書に施工箇所を明記
更生工事完成後の確認事項		適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準に適合していることの試験 ・耐圧性能試験 ・浸出性能確認の水質試験	適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準に適合していることの試験 ・耐圧性能試験 ・浸出性能確認の水質試験
更生工事施工完了届		適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準適合確認後に「更生工事施工完了届」を提出 ・施工報告書（写真添付） ・耐圧性能試験結果（写真添付） ・水質試験成績証明書 ・その他	適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準適合確認後に「更生工事施工完了届」を提出 ・施工報告書（写真添付） ・耐圧性能試験結果（写真添付） ・水質試験成績証明書 ・その他

注　戸別検針共同住宅についてのみ提出を必要とする。

4.4.3　その他必要なもの

その他必要なものの例として次のものがある。

⑴　特殊な器具等を使用する場合

⑵　地下式受水槽を設置する場合

⑶　飲料水以外の貯水槽に給水する場合

⑷　地下水混合水槽を設置する場合

⑸　共同住宅の認定（該当水道営業所と協議）

⑹　大口径のメーターを設置する場合

⑺　戸別検針共同住宅の受水槽に非常用給水栓を設置する場合

⑻　その他

＜解説＞

⑺　戸別検針共同住宅の受水槽に、災害時のみ使用する非常用給水栓を設置する事務手続に必要な図書は、表―4．4．3に示すとおりである。

戸別検針共同住宅に認定されている建物は、受水槽の一次側の親メーターでは、計量はするが料金を徴収していないため、非常用給水栓設置申込書の事項を遵守することで、蛇口の設置を承諾するものである。

非常用給水栓の設置にあたっては、さいたま市指定給水装置工事事業者や受水槽製造業者等と調整し、受水槽の構造や材質を踏まえ、強度を損なうことのないよう適正に設置すること。

表―4．4．3　戸別検針共同住宅の受水槽への非常用給水栓の設置に必要な図書

	設置時	廃止時
施工前	・非常用給水栓設置申込書 及び遵守事項	
施工後	・非常用給水栓設置完了届 ・設置場所が分かる写真	・非常用給水栓廃止届出書 ・撤去したことが分かる写真